

第 1 部

プログラム策定の基本的考え方

1 背景

20世紀において、大量生産・大量消費・大量廃棄といった物質的に恵まれた生活を享受してきた。その反面、地球温暖化等の地球規模の環境問題が進行するとともに、化石燃料等の有限な資源の枯渇が喫緊の課題となってきた。特に、地球温暖化問題は、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地表及び大気の温度が追加的に上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、人類の生存に関わる重要な環境問題の一つである。

国際社会においては、1994年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が発効し、1997年12月に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議：COP3）」においては「京都議定書」が採択され、我が国は、温室効果ガス排出量を2008年から2012年の第1約束期間に1990年レベルから6%削減することとし、本年6月に「京都議定書」を締結したところである。

国では、「京都議定書」の目標達成に向けて、本年3月に「地球温暖化対策推進大綱」が改正されるとともに、本年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の抜本改正、並びに「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の制定等、地球温暖化防止に向けた取り組みの強化が図られている。

兵庫県においては、2000年に「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、本県における2010年度の温室効果ガス総排出量を、1990年度に比べ6%削減することを目標として、県民・事業者・行政が一体となって取り組んできたところである。

温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン等が挙げられるが、その総排出量の大部分を二酸化炭素が占めており、またこの二酸化炭素排出原因の9割は石油、石炭等の化石燃料の消費に起因するとされている等、温室効果ガス排出とエネルギー消費とは密接な関係があるため、エネルギー消費効率の向上によるエネルギー消費量の削減や環境負荷の少ない新エネルギーの導入が求められている。

また、エネルギーの安定供給の確保は、経済の長期的な安定成長を確保する上で不可欠な条件であり、化石エネルギーの有限性を勘案すれば、再生可能な新エネルギーや省エネルギーの導入促進は、長期的なエネルギーの安定化に不可欠な重要課題である。そのため、我が国では、昨年7月に「長期エネルギー需給見通し」の見直しを含む今後のエネルギー政策のとりまとめを行ったところである。

本県においても、1997年3月に「ひょうご新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーの導入促進を図ってきたところであるが、国の「長期エネルギー需給見通し」の見直しや「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」の策定を踏まえて、ビジョンを見直し、省エネルギーや新エネルギーの具体的な目標を設定するとともに、県民・事業者の省エネルギー・新エネルギーに係る行動指針を示し、本県における省エネルギー推進と新エネルギー導入に関する将来的方向性を示し、エネルギー面での循環型社会の形成に向けた「グリーンエネルギー推進プログラム」を策定するものである。

2 策定の目的

本プログラムは、兵庫県の地域特性等を踏まえ、地球温暖化をはじめとする地球環境問題や防災に配慮したエネルギー確保に向けて、グリーンエネルギーの導入の促進を図るために策定したもので、ねらいは以下の4点である。

（1）地域からの地球温暖化防止

化石燃料の燃焼等により発生する二酸化炭素が地球温暖化の主原因となっているため、省エネルギーの推進、新エネルギーの導入は、地球温暖化の防止のための重要な対策のひとつである。「新

エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」や「地球温暖化対策の推進に関する法律」においては地方公共団体としての取り組みを求められており、地域が主体となって省エネルギー推進、新エネルギー導入等に取り組むことにより、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化の防止を図る。

(2) エネルギーの多様化と安定供給の確保

新エネルギーは、1) 供給源と需要地が近接した分散型エネルギーであり、2) 資源的な制約が少なく、3) 潜在的には大きな供給力を担う可能性があることから、新エネルギーの積極的な導入を図ることにより、エネルギーの多様化及び安定供給の確保を図る。

(3) 防災上の観点にたった自立型エネルギーの導入

新エネルギーは自立型エネルギーであることから、災害等の非常時でも利用することが可能である。そのため、太陽光発電や太陽熱等の新エネルギー導入を進めることにより、災害等の非常時におけるエネルギーの確保を図る。

(4) グリーンエネルギー関連の新産業の創造と雇用の創出

省エネルギー・新エネルギー技術に関連する産業は、今後の成長分野として期待されている。省エネルギー推進、新エネルギー導入により、本県独自の技術開発等を進め、グリーンエネルギー関連産業の振興に資する。

3 位置づけ

「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」に基づく削減目標を達成するため、国の「長期エネルギー需給見通し」を踏まえた、本県におけるグリーンエネルギー導入促進プログラムとなる。

4 対象期間

対象期間は、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」及び国の「長期エネルギー需給見通し」の目標年度との整合を図り、2010年度（平成22年度）までとする。

5 定義

グリーンエネルギーとは、エネルギー効率の高い家電製品等の使用、製造工程におけるエネルギー使用の合理化等の省エネルギー対策と、太陽光発電、バイオマス発電の導入等の新エネルギー対策を併せた総称とする。